様式第２号（第３条関係）

|  |
| --- |
| 市営浄化槽設置同意書  年　　　月　　　日  　嬉野市下水道事業  　嬉野市長　　　　　　　様  嬉野市営浄化槽条例に基づく設置の申請に当たり、以下の事項について同意します。  住所又は  所在地  （設置申請者）　　　　　　　　　（フリガナ）  　　　氏名又は  　　　　名称及び代表者名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は  （※設置申請者が土地　　　　所在地  所有者でない場合）　　　　（フリガナ）  （土地所有者）　　　　　　　　　氏名又は  　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  １　 市営浄化槽（送風機を含む。）の設置工事は、市が施工し、排水設備は、申請者において市営浄化槽の設置完了の日から１年以内に工事を完了します。  ２　 上記の設置申請者が申請した市営浄化槽の設置に係る土地を無償で市の使用に供するものとし、土地の使用期間は当該浄化槽が不要となるまでとします。  　　 また、当該土地に係る租税公課はこれまでどおり土地所有者の負担とします。 |

（裏面へ）

（裏面）

|  |
| --- |
| ３　 排水設備の維持補修は、申請者が行います。  ４　 市営浄化槽の設置、設置するために必要な調査、検査、補修、維持管理又は排水設備の検査のため、市の職員又は市から委任を受けた者が、当該設置に係る建物又はその敷地に立ち入ることに同意します。  ５　 市営浄化槽が設置された建築物の規模又は用途を変更する場合は、事前に市と協議します。また、既設の市営浄化槽の規模を超える浄化槽を必要とする場合は、自己の負担により行います。  ６　 市営浄化槽の浄化槽本体を移設し、又は撤去する場合は、事前に市と協議します。また、自己の都合により市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。  ７　 市営浄化槽の使用、保守点検、清掃等に伴う電気料金及び水道料金は、申請者が負担します。また、自己の都合により市営浄化槽の使用を廃止する場合は、当該市営浄化槽の清掃に係る費用を負担します。  ８　 市営浄化槽が設置された建築物、土地、排水設備の権利を移転するときは、あらかじめその旨を管理者に届け出るとともに、使用条件の全てを譲渡人に継承するものとします。 |